

# 出入国在留管理庁資料

## 令和2年2月の特区特例の導入前

- 海外の大学・大学院を卒業後に本邦の日本語教育機関に留学している外国人が、日本語教育機関卒業後に就職活動の継続を希望する場合、在留資格「特定活動」への切り替えによる在留が認められなかった。  
 ※ 本邦の大学等を卒業した留学生が就職活動の継続を希望する場合には、一定の要件の下、卒業後も在留資格を「留学」から「特定活動」に切り替えて在留することは認められていた。

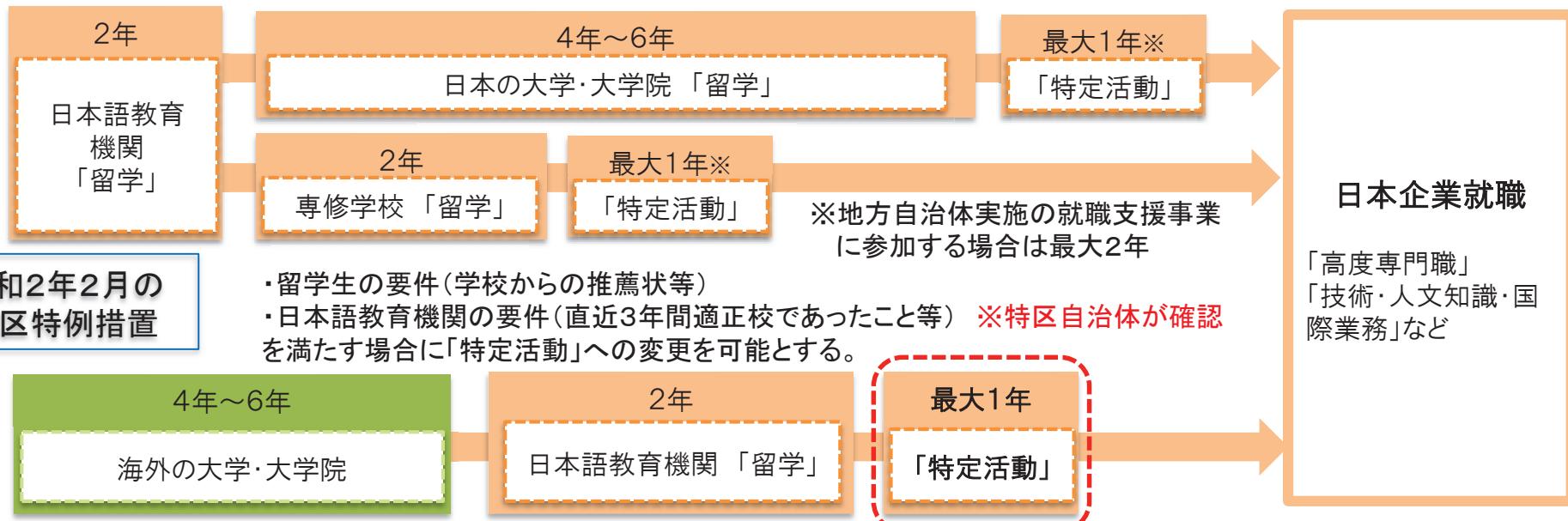
## 令和2年2月の特区特例措置の元となった提案

- 海外の大学・大学院を卒業後に本邦の日本語教育機関に留学している外国人が、日本語教育機関卒業後に就職活動の継続を希望する場合、就職活動のための在留資格「特定活動」を認めてほしい。

## 海外大学卒業留学生の就職活動支援事業（全国展開済み）の概要

### 令和2年2月以前

日本の大学等を卒業した留学生が一定の要件(学校からの推薦状等)を満たせば「特定活動」への変更が可能。



→ 外国人留学生の日本企業への就職促進を通じて地域の国際競争力の強化等を図る

# 日本語教育機関卒業後の就職活動期間の延長

(令和3年9月27日 出入国在留管理庁通知 入管庁管第3866号)

## 規制改革の内容

### 特例措置前

海外の大学等を卒業後に来日した留学生が、日本語教育機関卒業後に就職活動を継続するための在留資格がない。



### 特例措置

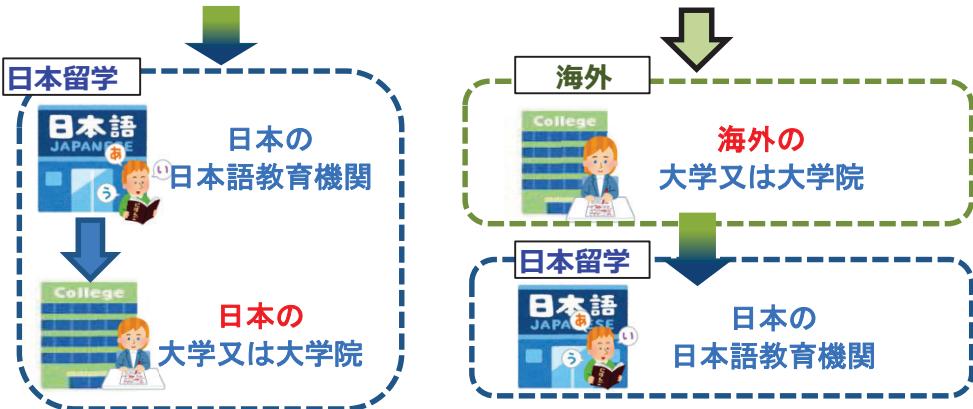
一定の要件の下、海外大学等を卒業した留学生が日本語教育機関卒業後も就職活動の継続を希望する場合に、就職活動継続のための在留資格を最大1年間認める



海外の大学・大学院を卒業した優秀な留学生の受け入れ促進、地域の国際競争力の強化

## 規制改革の概要

### 海外の高校卒業



卒業後、  
就職活動継続のための  
在留資格（特定活動）  
が付与される

就職活動延長  
(最大1年※)

※地方自治体実施の  
就職支援事業に  
参加する場合は 最大2年

X  
卒業後、就職活動  
継続のための在留資格がない。  
(帰国または留学を継続)

### 規制改革の内容

一定の要件の下、  
就職活動継続を認める

⇒優秀な外国人材の  
日本企業就職の促進



3

日本企業就職

# (参考) 教育機関の選定について

## 教育機関の選定の概要

出入国在留管理庁においては、留学生に係る入国・在留審査を適切かつ円滑に行う観点から、毎年、在留資格「留学」により留学生を受け入れている教育機関の中から適正校（留学生の在籍管理が適正に行われていると認められる教育機関）を選定しており、適正校として選定された教育機関は、在籍する留学生が在留許可の申請を行う際に提出書類の一部が省略されるなど、手続の簡素化の対象となります。

## 教育機関の選定の方法

次の①から③までの基準のいずれにも該当する教育機関を適正校として選定します。

- ① 前年1月末の在籍者数※に占める問題在籍者（前年1月1日から12月31日までの1年間において次のアからオまでのいずれかに該当した者のことをいう。）の数の割合が5パーセント以下であること。

ただし、前年1月末の在籍者数が19人以下である場合は、問題在籍者数が1を超えないこと。

ア 不法残留した者

イ 在留期間更新許可申請が不許可（修学状況の不良等在留実績に関するものに限り、当該申請に関し、申請どおりの内容では許可できない旨の通知を受けたものを含む。）となった者

ウ 在留資格を取り消された者

エ 資格外活動の許可を取り消された者

オ 退去強制令書が発付された者

※ 新型コロナウィルス感染症の影響により、外国人の新規入国が断続的に制限され、令和4年1月末の在籍者数が僅少となった教育機関が多数生じていることを踏まえ、令和5年の選定作業においては、令和2年から令和4年までの各1月末の在籍者数を比較し、最も多い数を在籍者数として取扱います。

問題在籍者は、上記アからオまでのいずれかに該当することとなった理由の原因となる事実が発生した時期に在籍していた教育機関に計上し、当該時期において複数の教育機関に在籍していた問題在籍者については、その在籍期間の長短にかかわらず、当該時期において在籍していた教育機関に案分して計上します。→進学前の在留不良のみが原因で更新不許可となった場合、前在籍校にのみ計上されます。

- ② 出入国管理及び難民認定法第19条の17に基づく届出により当該機関に受け入れた外国人の在留状況が確認でき、その状況に問題がないこと。

→届出が適切に履行されていないと認められる教育機関には指導書を送付しています。

- ③ 上記①又は②のほか、在籍管理上不適切であると認められる事情がないこと。

→選定結果の通知後、実地調査等で在留管理が不適切である認められる事情が確認された場合は、当該年の選定結果が変更になる場合があります。

## 在籍管理が適正に行われていると認められない教育機関

上記基準により、受け入れた留学生の在籍管理が適正に行われていると認められない教育機関に対しては、その旨の通知を送付します。

なお、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（留学告示）の別表第1に掲げる日本語教育機関が令和2年1月1日以降に「適正校とは認められない」旨の通知を3年間連續で受けた場合は、留学告示からの抹消基準（日本語教育機関の告示基準第2条第1項第5号）に該当することとなります。

(参考)国家戦略特区等提案検討要請回答

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能 又は困難とさせている 規制等の内容	規制等の根拠 法令等	規制・制度改革のために提 案する新たな措置の内容	制度の 所管・関 係府省 庁	各府省庁からの検討要請に対する 回答
北九州市	海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革	<p>日本の大学・大学院等に在籍し学校が推薦する優良学生は、「適正校」の選定に関わらず、卒業後の就職活動延長申請が認められる。一方で、日本語学校に在籍する留学生は、「在籍校が3年連続適正校に選定」されていなければ、優良学生であっても、卒業後の就職活動延長が認められない。</p> <p>日本語学校の留学生においても、学校が推薦する優良学生であれば、適正校の選定年数に関わらず、卒業後の就職活動延長申請を可能とする。</p>	<p>留学生が在籍する日本語学校が、直近3年間ににおいて、地方出入国在留管理局・支局から、日本語教育機関の告示基準第1条第1項第8号ニに規定する「適正校」である旨の通知を3年間連続して受けている必要がある。</p>	<p>海外の大学等を卒業等した留学生の就職活動支援に係る取扱いについて(通知) 【入管庁管第3866号、令和3年9月27日】</p>	<p>日本語学校が推薦する優良学生については、卒業後の留学生の在留管理に特区自治体が関与(留学生、学校、特区自治体の3者による定期面談実施等)し、適正な在留に関する信頼性向上を図ることで、適正校の選定年数に関わらず、卒業後の就職活動継続を可能とする。</p>	法務省	<p>本取扱いにおいて、卒業後の留学生への就職活動支援等が安定的・継続的かつ適切に行われることを担保するためには、対象学生だけでなく、日本語教育機関自体の適正化が不可欠であることから、直近3年間において適正校である旨の通知を受けていることを要件としている。ご提案を実現するためには、特区自治体が自ら定期的に面談を実施し、就職活動の進捗状況の確認及び就職活動に関する情報提供を行うことに加え、在留期間内に就職が決定しなかった場合又は就職活動を取り止める場合に、適切な帰国指導を行うこと等を担保するなど、特区自治体の一層の取り組みが求められる。</p>